

第27回定時株主総会招集ご通知に 際しての電子提供措置事項 (交付書面記載省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

オリコン株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、事業活動を行う上でコンプライアンスが最重要課題であると認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、「オリコングループ行動規範」を定め、同規範並びにそれに基づくCSRマネジメントシステム基本規程、コンプライアンス規程等の各規程を当社グループの全役職員に周知徹底させる。
 - 2) そのため、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - 3) これらの活動は、定期的に取り締り会及び監査役会に報告されるものとする。
 - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) CSR委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループ的対応を行うためにリスクマネジメント基本規程を策定する。
 - 2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
 - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
 - 3) 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 4) 3) の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社及び当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、CSR委員会は、これらを横断的に推進し管理をする。

- 2) CSR委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- 1) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- 2) 当社及び当社グループ各社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
役職員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者は、内部通報に関するグループ規程に定められた扱いに準じて保護されるものとする。
- ⑩ 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該監査役の仕事の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑪ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的及び必要に応じて意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務遂行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は13回開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、各取締役に対し、取締役会全体の実効性を評価・分析するためのアンケートを行い、その結果明らかになった課題を取締役会の運営改善に活かす取り組みを行っております。

また、グループ経営戦略会議を毎週1回開催し、各年度の予算の執行状況を評価しました。

監査役会は12回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

監査役は取締役会への出席、取締役等からの説明の聴取を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

② 業務の適正の確保及びコンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループでは、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「オリコングループ行動規範」に基づき、CSR委員会を2回開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行いました。コンプライアンスに関する教育・啓蒙については、CSR委員会が行う研修等を通じて、法令・規則等の遵守に努めました。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社のコンプライアンス管理部が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングすることにより点検し、適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、コンプライアンス管理部が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、「オリコングループ行動規範」の策定、内部監査体制の構築、CSR委員会などによるコンプライアンス体制の強化、社外取締役及び社外監査役の選任などによる取締役会及び監査役会の機能強化に努めております。また、コンプライアンス管理部を設置し、全社的內部統制を厳格かつ適正に行う体制を強化させております。さらに、社外監査役を含む監査役が、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたっている取締役会への出席を含め、経営の適正な監査を行うほか、執行役員制度の導入による監督と執行の分離、社外取締役による経営監督機能の強化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた施策を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。（なお、経済産業省「公正な買収の在り方に関する研究会」の「企業買収における行動指針」（2023年8月31日）に基づいて、一部用語の修正を行っています。）

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉である公平中立な立場での情報発信の環境及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、公平中立な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、公平性・中立性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの内容の概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。

1) 当社の企業価値の源泉

毎週発表される「オリコンランキング」は、「人気」や「流行」を最も分かりやすく情報化したものとして、音楽ファンや音楽関係者から注目される指標になり、注目度の高まりと共にアーティストの目標となりました。また、ランキング情報を「トップアーティスト」自らがSNS等で発信し、拡散することで、「オリコン」との“ブランドコラボレーション”が大きなプロモーション効果を生むようになりました。

その結果、「信頼感」「最新」「安心できる」「メジャーである」といった非常に高い付加価値を創造できる最高のランキングブランドとして、高い知名度と信頼を確立してきました。

当社は、時代のニーズに合わせてランキング調査を多様化させております。

パッケージの調査では、調査協力店の拡充見直しを継続的に行い、レコード店以外にも、家電量販店ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルより音楽および書籍の販売データを収集しております。

特に近年は、音楽配信事業者の協力によりダウンロード配信やストリーミング配信のサービスにおける販売数、再生数の情報を収集し、ヒットの度合いを総合的に確認できる様々なデータを発表しております。

調査にあたっては、当社が長年にわたって公平中立な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化し増幅、そして販売促進につながること等が理解を生み、様々な事業者からのデータ提供に結びついております。

また、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって公平中立な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。

ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられることが数多くあります。

さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo!JAPAN」等のポータルサイトやニュースアプリ、SNSの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社の発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、「オリコン」ブランドを活用し、エンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報の発信のほか、様々な産業分野において公平中立なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を情報化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取り組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

(a) サービスの品質の情報化に向けた取り組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、2003年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、サービスという目に見えないものの良し悪しを情報化することに社会的ニーズがあると捉え、2006年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE（現、オリコンニュース）」で発表しました。現在では日本の全産業種を網羅する幅広いサービス産業の分野に向けて調査事業を展開しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が公平中立な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、産業構造の変化に応じて、対象とするカテゴリを更新させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

(b) インターネット社会の進展に即した取り組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、年々、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるものみに「有料」が適用されるという状況になってきております。今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、公平中立の立場から事実を情報化する当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売やクリック課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

(c) ビッグデータを活用した取り組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処

理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、人工知能（AI）技術をコンピューターで行うことで、精度の高いデータ分析・予測・意思決定、画像・音声コンテンツの生成等が可能となってきました。

当社は、公平中立な立場から長年にわたってエンタテインメント分野及び顧客満足度（CS）調査事業、ビッグデータ解析など様々な情報を集計し、分析するノウハウを培い、データの高い信頼性を備えてまいりました。今後も、インターネットが次世代に転換する時を見据え、新しいアドテクノロジー技術も積極的に取り入れ、効果的なインターネット広告配信や、より精緻な調査データの提供など、ビッグデータの活用を通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレート・ガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役5名中2名を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。これらの社外役員全員（社外取締役2名及び社外監査役2名）が、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。より透明性の高い体制を整備するため、2021年10月20日付で委員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬委員会を設置しました。さらに、当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部統制につきましては、2007年10月に内部統制室（現、コンプライアンス管理部）を設置し、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、コンプライアンス管理部が年間監査計画書を策定した上で監査を実施し、代表取締役社長に対して内部監査実施状況を報告しております。また、監査役及び会計監査人とは相互連携を図り、適宜報告及び意見交換を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社では、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない大量買付行為がなされる場合

や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することがあります。

「当社株券等の大量買付行為への対応策」（以下、「本プラン」といいます。）の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.oricon.jp>）の2023年5月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(a) 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

(b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、その効力発生及び継続について、株主総会において株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、取締役会の決議によって廃止ができるものとなっております。本プランは有効期間中でも、株主総会において、又は、当社取締役の任期は1年間ですので毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断に当社株主の皆様の意思を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の実施要件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の

皆様に示すものです。したがって、当該実施要件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しました。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッドハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお実施を阻止できない、いわゆるデッドハンド型の対応方針ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

(h) 買収者に対する金銭等の交付を行わないこと

大量買付者が、本プランに従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該大量買付者に対して金銭等の交付その他の一切の責任を負わないものとします。

連結株主資本等変動計算書
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	1,092,450	57,960	5,912,389	△1,461,862	5,600,937
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△470,911		△470,911
親会社株主に帰属する 当期純利益			625,400		625,400
自己株式の取得				△51,840	△51,840
自己株式の処分				1,115	1,115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	154,488	△50,725	103,763
2026年3月31日 残高	1,092,450	57,960	6,066,878	△1,512,587	5,704,701

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2025年4月1日 残高	56,301	56,301	5,657,239
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△470,911
親会社株主に帰属する 当期純利益			625,400
自己株式の取得			△51,840
自己株式の処分			1,115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	42,609	42,609	42,609
連結会計年度中の変動額合計	42,609	42,609	146,373
2026年3月31日 残高	98,911	98,911	5,803,612

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称
オリコン・リサーチ(株)
(株)oricon ME
オリコンNews(株)
(株)新旭
- ・連結範囲の変更
オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)については、2025年7月1日付で(株)oricon MEと合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない関連会社の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)新旭の決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 資産の評価基準及び評価方法
 - イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ロ. 棚卸資産
 - ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - ロ. 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株式報酬引当金

役員向け株式給付規程・株式給付規程に基づく当社グループの役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コミュニケーション事業

イ. 顧客満足度（CS）調査事業

顧客満足度(CS)調査事業においては、主に商標利用、デジタルプロモーション(送客)及びデータ販売を行っております。

商標利用の履行義務は、当社グループが保有するCSランキングにかかる商標を顧客が一定期間利用することを許諾する利用権を提供することです。商標利用の性質は、顧客が商標利用期間に商標利用を許諾するものであるため、当社グループでは利用期間にわたって履行義務を充足するものとして会計処理を行っており、商標利用期間を基準として履行義務の進捗率を測定しております。

デジタルプロモーション(送客)の履行義務は、CSランキングを通じて顧客に対してユーザーを送客することです。ユーザーがCSランキングを通じて、顧客のホームページ等に送客した時点で履行義務が充足されるため、送客実績に基づき収益を認識しております。

データ販売の履行義務は、顧客にデータを引き渡すことです。顧客にデータを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

ロ. ニュース配信・PV事業

ニュース配信・PV事業においては、主に自社メディア「オリコンニュース」を利用した広告事業及びニュース記事等の配信事業をしております。

広告事業の主な履行義務は、自社メディアである「オリコンニュース」内に顧客の広告を掲載することです。ユーザーに広告を表示した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

ニュース配信事業の履行義務は、契約に基づき顧客に対してニュース記事の提供を行うことです。契約期間においてニュース記事の提供を行った時点で履行義務が充足されるため、履行義務の充足に応じて、各月の収益を認識しております。

データサービス事業

データサービス事業においては、音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータ等を提供しております。

毎月音楽データ等の提供を行う契約に係る履行義務は、契約期間に基づいて毎月音楽データ等を提供することです。顧客に音楽データ等を提供した時点で履行義務が充足されるため、顧客に音楽データ等を提供した時点で収益を認識しております。

音楽情報を利用する権利を許諾する契約に係る履行義務は、音楽情報を利用する権利を付与することです。顧客は基本料金に加えて音楽情報の利用量に応じた従量料金を支払う契約であります。顧客への請求金額が、履行義務の充足に伴い顧客に移転した価値と直接対応していることから、顧客への請求金額により収益を認識しております。

広告事業

広告事業においては、主に広告イベント等の企画運営事業等を行っております。

履行義務は、契約に基づき企画運営等が終了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。スポーツイベント等については、契約期間において広告等の提供を行った時点で履行義務が充足されるため、履行義務の充足に応じて、各月の収益を認識しております。

- ⑤ のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）において均等償却しております。
- ⑥ グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「7. 収益認識に関する注記(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

4. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
(株)新旭 (東京都千代田区)	-	のれん	368,635千円

当社グループは、原則としてのれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

(株)新旭の株式取得により発生したのれんについて、当初想定した収益の獲得が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額368,635千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	15,123,200株	一株	一株	15,123,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,220,025株	66,800株	1,300株	2,285,525株

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員向け株式給付信託」及び「従業員向け株式給付信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加66,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加66,800株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,300株は、従業員向け株式給付信託から、対象者への株式給付による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月8日 取締役会	普通株式	470,911	36	2025年3月31日	2025年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	468,506	36	2026年3月31日	2026年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引については、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に投資事業組合への出資であり、投資事業組合の運営会社より決算期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが二ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であります。

長期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(※2)	526,691	526,691	－
資産計	526,691	526,691	－
長期借入金	70,000	66,825	△3,174
負債計	70,000	66,825	△3,174

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	4,980
投資事業有限責任組合出資金	222,971

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	29,900	－	－	29,900
債券	－	283,639	－	283,639
その他	213,151	－	－	213,151
資産計	243,051	283,639	－	526,691

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	66,825	－	66,825
負債計	－	66,825	－	66,825

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	コミュニケーション	データサービス	広告	計		
顧客満足度（CS）調査	2,598,364	－	－	2,598,364	－	2,598,364
ニュース配信・PV等	1,689,564	－	－	1,689,564	－	1,689,564
データ提供等	－	692,100	－	692,100	－	692,100
広告・イベント企画運営	－	－	1,302,305	1,302,305	－	1,302,305
その他	－	－	－	－	38,556	38,556
顧客との契約から生じる収益	4,287,929	692,100	1,302,305	6,282,335	38,556	6,320,892
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,287,929	692,100	1,302,305	6,282,335	38,556	6,320,892

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、広告事業にかかるイベント開催のための前受金と顧客満足度（CS）調査事業にかかる顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	715,494千円
契約負債	175,706

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高が含まれていた金額は183,726千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 452円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円70銭 |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金
2025年4月1日 残高	1,092,450	14,332	57,960	72,292	258,780	4,366,040	4,624,820
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△470,911	△470,911
当期純利益						628,190	628,190
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	157,278	157,278
2026年3月31日 残高	1,092,450	14,332	57,960	72,292	258,780	4,523,318	4,782,099

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日 残高	△1,461,862	4,327,700	56,301	56,301	4,384,002
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△470,911			△470,911
当期純利益		628,190			628,190
自己株式の取得	△51,840	△51,840			△51,840
自己株式の処分	1,115	1,115			1,115
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	42,609	42,609	42,609
事業年度中の変動額合計	△50,725	106,553	42,609	42,609	149,163
2026年3月31日 残高	△1,512,587	4,434,254	98,911	98,911	4,533,165

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株式報酬引当金 役員向け株式給付規程・株式給付規程に基づく当社グループの役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

子会社からの業務受託料、ブランド使用料及び経営指導料

純粹持株会社である当社の収益は、子会社からの業務受託料、ブランド使用料及び経営指導料となります。業務受託料、ブランド使用料、経営指導料においては、子会社との契約内容に応じた業務等を提供することが履行義務であり、業務等が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,583,424千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式の評価にあたって算定した実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定については、各関係会社における業績予想数値に基づき見積っております。当該見積りには、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社及び関係会社が用いている内部の情報（予算及び過年度実績等）を用いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動や投資計画の進捗状況等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	203,824千円
短期金銭債務	84千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	2,112,780千円
営業費用	20,000千円
営業取引以外の取引高	3,062千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,220,025株	66,800株	1,300株	2,285,525株

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員向け株式給付信託」及び「従業員向け株式給付信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加66,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加66,800株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,300株は、従業員向け株式給付信託から、対象者への株式給付による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認額	13,437千円
投資有価証券評価損	8,154千円
関係会社株式評価損	533,865千円
貸倒引当金	17,903千円
その他	9,907千円
繰延税金資産小計	583,268千円
評価性引当額	△547,982千円
繰延税金資産合計	35,286千円
繰延税金負債	
子会社株式譲渡益繰延	261,064千円
其他有価証券評価差額金	45,526千円
繰延税金負債合計	306,591千円
繰延税金負債の純額	271,305千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資 本 金 (千円)	事 業 区 分	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	オリコン・リサーチ(株)	30,000	データサービス	100	4名	資金の借入 役務の提供	資金の借入	117,517	関係会社短期借入金	752,411
							役務の提供	197,644	未収入金	18,303
							経費等の立替	301,321	未収入金	23,810
子会社	(株)oricon ME	80,000	コミュニケーション事業	100	2名	資金の借入 役務の提供	資金の返済	186,204	関係会社短期借入金	1,439,103
							役務の提供	839,670	未収入金	81,864
							経費等の立替	536,527	未収入金	50,557
							経費の立替	2,002	未払金	84
							配当金の受取	956,800		
子会社	オリコンNewS(株)	20,000	コミュニケーション事業	100	2名	資金の借入 役務の提供	役務の提供	118,665	関係会社短期借入金	500,000
							経費の立替	199,043	未収入金	12,271
							経費の立替	8	未収入金	17,018
子会社	(株)新旭	99,700	広告業	100	2名	資金の貸付 役務の提供	資金の貸付	100,000	関係会社長期貸付金	100,000
							役務の提供	20,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については短期の運用金利に基づき利率を決定しております。
 2. 役務の提供の内容は、主に管理業務の代行であります。
 3. 関係会社短期借入金は、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により、グループ内の資金を効率的に運用しているものであります。
 4. 経費等の立替は、主に人件費、家賃等の支払を親会社が立替したものであります。
 5. (株)新旭への貸付金に対し、56,800千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 353円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円92銭 |